

令和3年2月18日

千葉県環境計量協会 御中

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行 規則の一部改正について（通知）

成田市環境対策課

令和2年4月2日付環境省告示第44号により、平成3年8月環境庁告示第46号（土壌の汚染に係る環境基準について）の一部が改正されたため、それに準じ、成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則別表第1及び別記第4号様式に定める土砂等の安全基準について次の通り改正を行いましたので、会員様にご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

施行日：令和3年4月1日

基準値の改正

項目	基準値（新）	基準値（旧）
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	検液1リットルにつき0.03 ミリグラム以下

測定方法の改正

項目	測定方法（新）	測定方法（旧）
カドミウム	日本産業規格 K0102 55.2、 55.3 又は 55.4 に定める方 法	日本産業規格 K0102 55 に定 める方法

なお、裏面の通り経過措置を設けております。

ご連絡・お問い合わせ先

成田市役所環境対策課

〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760

Tel 0476-20-1532（課直通）

Fax 0476-22-4449

Email: kantai@city.narita.chiba.jp

附 則（令和 2 年 1 2 月 1 6 日規則第 8 0 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

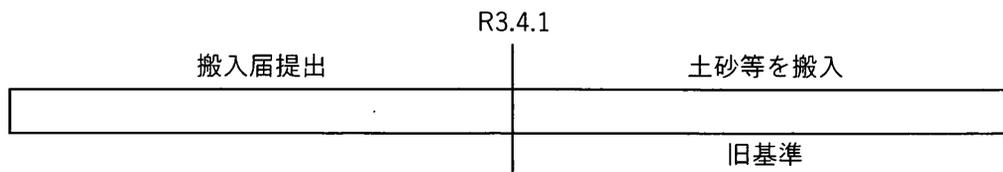
- 2 改正後の成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後に行われる成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成 1 6 年条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）に使用される条例第 2 条第 1 号に規定する土砂等（以下「土砂等」という。）について適用し、同日前に行われた特定事業に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に条例第 7 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の許可（条例第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 1 項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者又は条例第 8 条第 2 項の規定による届出（条例第 1 3 条第 4 項の規定による届出を含む。以下「既届出」という。）をした者がこの規則の施行の前日に条例第 1 6 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第 1 の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可又は既届出をした者の当該既届出に係る特定事業の区域内において、前 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して特定事業が行われた場合における条例第 1 9 条第 2 項、第 2 0 条第 5 項、第 2 1 条第 4 項及び第 2 2 条第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第 1 の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

イメージ図



※例外として

土砂等搬入届（第 1 7 号様式）を R3.3.31 までに提出した場合（附則第 3 項）



R3.3.31 までに搬入された土砂等がある特定事業の場合（附則第 4 項）

